

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 24時間通報対応加算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域夜間対応型訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費()	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 98.9単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 / 100	+15/100	+10/100	+5/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 37.2単位)							
	随時訪問サービス費() (1回につき 56.7単位)							
	随時訪問サービス費() (1回につき 76.4単位)							
ロ 夜間対応型訪問介護費()	(1月につき 2,70.2単位)				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 8.5 / 100			
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき +3単位)						
		(二)認知症専門ケア加算() (1日につき +4単位)						
	(2)ロを算定する場合	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき +90単位)						
		(二)認知症専門ケア加算() (1月につき +120単位)						
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算() (1回につき +22単位)						
		(二)サービス提供体制強化加算() (1回につき +18単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算() (1回につき +6単位)						
	(2)ロを算定する場合	(一)サービス提供体制強化加算() (1月につき +154単位)						
		(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき +126単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき +42単位)						
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位 × 137 / 100.0)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位 × 100 / 100.0)							
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位 × 55 / 100.0)							
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位 × 63 / 100.0)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位 × 42 / 100.0)							
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位 × 24 / 100.0)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計						

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。